

入札の心得（宗像市）

1 次に掲げる入札は、無効とする。

（電子入札・紙入札共通事項）

- (1)入札に参加する資格のない者のした入札
- (2)所定の日時まで所定の入札保証金若しくは保証金に代わる担保を納付しない、又は提供しない者のした入札
- (3)入札書が所定の日時まで所定の場所に到着しないもの
- (4)同一事項の入札について電子入札と紙入札とを二重にしたもの
- (5)談合その他の不正行為によってされたと認められる入札
- (6)設計図書をダウンロード、又は閲覧しないでした入札
- (7)前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したもの

（電子入札）

- (1) 他人の IC カードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加したもの
- (2) 前各号に掲げるもののほか、不正の目的をもって IC カードを使用した入札

（紙入札）

- (1) 封筒及び入札書、入札参加必要書類に必要事項が記載されていないもの
- (2) 封筒と入札書、入札参加必要書類の記載内容が一致しないもの
- (3) 封筒の指定箇所に封印がないもの
- (4) 同一事項の入札について 2 以上の入札書を提出したもの
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したもの

2 本業務に従事する労働者には、最低賃金法第 4 条及び労働基準法第 24 条を遵守すること。

3 紙入札による入札書は本市指定の様式を使用すること。

4 予定価格が 130 万円を超える建設工事については、予定価格を事前公表し、入札は 1 回だけ行う。その際、入札金額に対応した積算内訳書を提出しなければならない。

5 建設工事については、最低制限価格を設定する。

6 工事に関する設計等及び継続的に人員配置が必要な請負その他の契約については、最低制限価格を設定する。

7 建設工事以外の入札については 2 回まで行う。2 回で落札しない場合は、2 回目の最低価格の入札業者から 1 回だけ見積書を提出してもらおう。見積りでも落札しないときは、不調とする。なお、紙入札の場合は、入札書の右上にある第 入札には、第 1 回目入札時は「1」を、第 2 回目入札時は「2」を記入すること。

8 落札者の決定方法は次のとおりとする。ただし、同一価格による入札があったときは、電子くじによって落札者を定める。

電子入札・紙入札用

(1) 最低制限価格を設定した場合は、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者と定める。

(2) 最低制限価格を設定しない場合は、予定価格の範囲内の価格で申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者と定める。

9 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することが出来ないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

10 無効の入札をした者及び最低制限価格に満たない入札をした者は、再度、入札に参加することができない。

11 指名競争入札において、入札参加者が1者の場合は、当該入札の執行を取りやめる。

12 契約金額が300万円を超える工事請負契約を締結する場合は、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を提供すること。契約締結の手続きは落札日の翌日から7日以内に行うこと。

13 契約金額が50万円を超える工事請負契約を除く契約を締結する場合は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は免除とする。

(1) 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関との間に履行保証契約を締結したとき。

(3) 過去2年の間に国又は市若しくは他の地方公共団体その他公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した者。(この場合は業務履行証明書を2契約分提出すること)

14 特に指定する場合を除き、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札書には消費税及び地方消費税の額を除いた金額を記載すること(免税事業者は税額相当分を差し引いた金額を記載)。

15 工事請負契約において、前払金は3割(地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条に規定する経費については、4割)以内で支払う。

16 予定価格1億5千万円以上の工事又は製造の請負契約及び予定価格2千万円以上の動産の買入れは、条例により、議会の議決が必要となるので、議決日まで仮契約となる。

17 入札の参加を辞退する場合は、所定の様式で入札執行前までに辞退届を届け出ること。なお、辞退届を提出せずに入札に参加しなかった場合は、不参加理由書の提出を求める。

18 入札等に必要の様式は、宗像市公式ホームページに掲載する。

19 以上のほか、宗像市契約事務規則(平成15年宗像市規則第35号)並びに入札に関する法令を守らなければならない。

(宗契 202204)

電子入札・紙入札用